

第3次はだの行革推進プラン実行計画改訂案に対するパブリック  
・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成31年2月16日（土）から平成31年3月15日（金）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 改定案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 行政経営課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及び取扱い等

- (1) 提出された意見、提案等の件数の内訳及び対応状況

内容分類	件数	対応区分			
		A	B	C	D
①文章、表現等に関する事					
②計画推進の課題に関する事	1件				1件
③計画の取組状況に関する事					
④その他	8件			1件	7件

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等はすでに計画に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する感想等その他のもの

第3次はだの行革推進プラン実行計画改訂案に寄せられた御意見等

番号	御意見等の内容について		改訂案への反映状況	
	改訂案の該当箇所	御意見の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	2-1 民間委託等の推進	民間委託等の検討を進める上では、労働者派遣法や職業安定法等の関係法令が適合可能かどうか、十分に留意すべきであり検討課題にすべきである。	D	労働者派遣法等の関係法令を遵守し、民間事業者のノウハウを活用することによって、より質の高い市民サービスあるいはコスト削減など、効果の見込める業務について導入を推進してまいります。
2	2-1-12~14 指定管理者制度を含めた民間委託等の検討 (おおね公園、総合体育館、文化会館、弘法の里湯)	多くの施設の民間委託が検討されています。おおね公園、総合体育館、文化会館、弘法の里湯など、民間は当然儲けが必要で、儲け中心で運営され、市民の立場には立てません。従来どおり市が運営してほしいと願っています。	D	指定管理者制度を含めた施設の民間委託等については、施設の設置目的をより効果的に果たす1つの手法として検討しているものです。 民間事業者のノウハウを活用することによって、より質の高い市民サービスあるいはコスト削減など、効果の見込める施設について民間委託等の導入を検討しています。
3		文化会館の大ホールの管理などは、民間の方が企画力やプロデュース力がありうまくいくのではないかと考えています。	D	
4	3-2-08 公共施設・イベントへのネーミングライツ導入の推進	市民の財産に企業名を充てるのは反対です。それで、収入に当てないでほしい。	C	厳しい財政状況のもと、施設の維持管理に係る財源の確保や、利用者へのサービス向上を目的に、ネーミングライツパートナー制度を導入しているものです。
5		文化会館、体育館あるいは「桜みち」などの市の道路などにも適用を拡大していけるのではないかと考えています。	D	現在、カルチャーパーク野球場及び中央こども公園にネーミングライツを実施しています。今後も、市内企業等に制度の周知を図り、導入対象施設の拡大に努めます。

6	3-3-03 都市公園駐車場の有料化	公園駐車場の有料化に強く反対します。	D	駐車場の適正な利用や受益者負担、施設利用者の利便性及び税外収入のなどの観点から、有料化について検討しているものです。
7	3-3-04 ごみ処理の費用負担のあり方の検討	ごみ処理の有料化に強く反対します。	D	家庭ごみの有料化については、平成33年度までに焼却対象量が計画どおり進まない場合には、有料化を含めた検討を進めることとしています。すでに手数料を徴収している粗大ごみの処理手数料については、定期的な見直しを行い、料金の適正化を図っています。
8	2-1-07 公立幼稚園の配置等の見直し 5-2-04 公立幼稚園・保育園のこども園化 5-2-05 公立こども園のあり方の検討	保育園・こども園も無料で、市が責任を持って育ててほしい。 3年保育がニーズなので、是非、幼稚園の3年保育を実現してほしい。公立を育てる視点を持って計画をつくってほしい。	D	本年10月から幼児教育無償化の実施が予定されており、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちと、0歳から2歳の住民税非課税世帯の利用料が無償化されます。 この無償化の影響による公立施設における園児数の動向や保護者ニーズの変化などを踏まえ、今後の幼児教育のあり方を検討していきます。
9	全体	「行革」や「行革推進プラン実行計画」そのものが目的化しているのではないかと思う。行革主管課は、「実行計画」があくまでも手段であって、行政運営の最終的な目的・目標でないことを関連部署に喚起していくべき責務があると考えている。	D	実行計画は、社会情勢の変化に合わせて行財政運営を最適化するため、項目の追加及び廃止を含め、適宜見直しを図ることとしています。 実行計画の実施を目的・目標とすることなく、効果を見込めない改革項目は廃止するなど、必要に応じて見直しを行い、効果的な行革推進に努めます。